

第8回行財政改革調査特別委員会会議記録

日 時 平成28年8月23日(火曜日)

午後 1時 3分 開議

場 所 水戸市議会 全員協議会室

午後 2時42分 散会

付託事件

(1) 行財政改革に関する事項

1 本日の会議に付した事件

(1) 水戸市行財政改革プラン2013実施計画実施状況(総括)の概要について

2 出席委員(26名)

委員長	須田浩和君	副委員長	高倉富士男君
委員	綿引健君	委員	堀江恵子君
委員	土田記代美君	委員	田中真己君
委員	中庭次男君	委員	小室正己君
委員	飯田正美君	委員	鈴木宣子君
委員	田口文明君	委員	大津亮一君
委員	小泉康二君	委員	木本信太郎君
委員	栗原文隆君	委員	黒木勇君
委員	田口米蔵君	委員	小川勝夫君
委員	五十嵐博君	委員	伊藤充朗君
委員	安藏栄君	委員	内藤丈男君
委員	高橋丈夫君	委員	袴塚孝雄君
委員	松本勝久君	委員	福島辰三君

3 欠席委員(1名)

委員 渡辺政明君

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君	副市長	秋葉宗志君
市長公室長	三宅正人君	政策企画課長	長谷川昌人君
総務部長	荒井宰君	総務部参事兼人事課長	田中誠一君
行政改革課長	川上悟君		
財務部長	園部孝雄君	税務事務所長	松本博吉君

財 政 課 長 梅 澤 正 樹 君

市民協働部長 鈴 木 吉 昭 君

保健福祉部長
兼福祉事務
所 長 根 本 一 夫 君

産業経済部長 小 田 木 健 治 君

建 設 部 長 猿 田 佳 三 君

都市計画部長 村 上 晴 信 君

下 水 道 部 長 小 林 夏 海 君

消 防 長 清 水 修 君

水道事業者 檜 山 隆 雄 君 水道部長 関 德 彦 君

教 育 長 本 多 清 峰 君 教育部長 七 字 裕 二 君

6 事務局職員出席者

事 務 局 長 小 嶋 正 徳 君 総務課長 関 谷 勇 君

議 事 課 長 永 井 誠 一 君 議事課長補佐 加 藤 清 文 君

書 記 玉 田 誠 一 君 書記 後 藤 あかり 君

午後 1時 3分 開議

○須田委員長 お疲れさまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第8回行財政改革調査特別委員会を開催します。

議事に先立ちまして、渡辺委員が所用のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

それでは、1番の水戸市行財政改革プラン2013実施計画実施状況（総括）の概要について、執行部より説明を願います。

川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 それでは、水戸市行財政改革プラン2013実施計画実施状況につきまして、総括でお手元の資料により御報告いたします。

まず、1枚の紙の行政改革課提出の特別委員会資料①、水戸市行財政改革プラン2013実施計画実施状況（総括）の概要についてごらん願います。

プラン2013につきましては、基本理念といたしまして、市民が安心して暮らせる未来へ向けた行財政運営の実現を目指してを掲げまして、基本的方向としまして市民の視点に立った行政サービスの提供など5つの柱を定めまして、平成25年度から27年度までを計画期間といたしまして、36の項目について改革に取り組んできたものでございます。

このたび、計画期間が終了いたしましたことから、実施状況について総括報告をするものでございます。

36の実施項目のうち、協働事業の充実と体制づくり、簡素で機能的な組織、機構の編成など20の実施項目が年度計画を全て達成しておりまして、効果を上げているところでございますが、公の施設の管理運営に係る民間活力の活用の推進、それから人事配置による職員の能力育成など16の実施項目におきましては、一部実施となりましたことから、プラン2016に引き続き位置づけて推進してまいりたいと考えております。

なお、給与の適正化、未利用財産の活用などにより、平成28年3月31日現在で約31億530万円の財政的効果を上げているところでございます。

裏面につきましては、実施項目ごとの実施状況を一覧にまとめておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

各実施項目ごとの実施内容につきましては、特別委員会資料②で御説明させていただきたいと存じます。

それでは、資料②、水戸市行財政改革プラン2013実施計画実施状況（総括）の説明に移ります。

②の表紙をおめくりいただきまして、1ページ目をお開きください。

ページ上段には、先ほど申し上げました各実施項目ごとの実施、一部実施の数と割合をお示ししております。ページ中段の凡例につきましては、これから御説明する表につけております表組みの内容と記号について説明しております。

まず、実施項目、期間内における年度計画及び担当課は水戸市行財政改革プラン2013実施計画をもとに記載しております。期間内における年度計画は各年度に実施すべき内容を、実施状況欄には平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に実施した内容を記載しております。備考欄にはプラン

2016への位置づけ、一部実施の理由、それから平成28年度の実施内容等を記載してございます。

表中で用いている記号につきましては、以下の表のとおりでございまして、まず四角囲みの実施としているマークは、平成27年度末までに実施項目の全てを年度計画を実施した場合に、実施項目の隣にマークをつけて表現しております。次の四角囲みの一部実施のマークには、平成27年度末までに実施項目の年度計画に未達成の項目が含まれる場合に、実施項目の隣にこの一部実施のマークをつけております。次の黒四角、こちらは設定した年度計画の中で当該年度までに達成した場合は黒四角をつけます。次の黒三角は、設定した年度計画において翌年度以降におくれて達成した場合に黒三角をつけてまいります。次の白四角は、設定した年度計画について未達成である場合に表記いたします。最後の網掛けは、年度計画欄の項目のうち平成27年度のもの、実施状況欄の項目のうち平成27年8月1日以降に取り組んだ内容について付しております。

それでは、続きまして各実施項目の個別の実施状況について御報告いたします。

2ページをごらんください。

柱の1、市民の視点に立った行政サービスの提供のうち、実施項目1、本庁舎等整備の推進につきましては、昨年度実施設計と解体工事が完了しまして、年度計画どおりの実施となりました。実施における効果といたしましては、新庁舎の早期整備推進となりました。

実施項目2、窓口サービスの見直しにつきましては、2つの小項目、窓口業務時間の拡大の推進及び3ページの下段に記載してございます窓口体制等の整備、この2つの小項目、いずれも最終年度までに年度計画を達成しました。実施における効果といたしましては、窓口業務時間の延長による市民サービスの向上や総合窓口体制の構築に向けた取り組みの推進が図られました。

4ページをごらんください。

実施項目3、業務継続計画（災害編）の策定につきましては1件の小項目が、平成25年度、26年度の年度計画ではおくれて実施することとなりましたが、平成27年度目標については達成しておるため、実施としております。実施の効果といたしましては、災害等発生時の行政機能の低下を抑え、市民生活への影響を抑制できること、それから限られた人員を有効活用できる体制の構築が図られたことが挙げられます。

実施項目4、行政情報提供及び水戸の魅力発信の充実につきましては、4ページから8ページにわたって7つの小項目により構成されております。

5ページをお開きください。

上段にございます小項目、道路工事情報の提供では、平成27年度の年度計画について未達成となっております。残りの6つの小項目につきましては、全て年度計画どおり実施しておりますが、実施項目4番の全体としては一部実施となるものでございます。実施の効果といたしましては、主に行政情報の内容や提供手段の拡充、SNS等を活用した情報発信体制の構築による市のイメージアップなどが図られたものでございます。

8ページをお開きください。

実施項目5、市民意見の反映につきましては、従来の市民懇談会や行政懇談会に加え、魁のまちづくり地域懇談会を開催するなど、年度計画どおり実施したものでございます。これらの取り組みにつきましてもプ

ラン2016において引き続き位置づけ、推進してまいることとしております。

9ページを飛ばしまして、10ページをお開きください。

柱の2、市民との協働による地域力の活用のうち、実施項目6、協働事業の充実と体制づくりにつきましては、2つの小項目のいずれにつきましても年度計画どおりに実施いたしました。効果といたしましては、市民活動団体の特性を生かした市民サービスの向上や、協働における職員の対応力の向上が図られたものでございます。

11ページをお開きください。

下段の実施項目7、市民協働による災害対策の推進のうち、小項目、災害時生活用水協力井戸の登録による災害対策の推進につきましては、平成27年度時点の目標を600基としておりましたところ、411基にとどまったことから一部実施とし、引き続きプラン2016に位置づけてまいります。

12ページをごらんください。

小項目、災害時要援護者の支援対策の推進に係る導入地区の拡大につきましては、平成25年度、26年度は年度計画目標に達しておりませんでした。最終年度であります平成27年度に全ての地区の名簿作成が完了いたしましたことから、実施としております。以上により、項目7は一部実施となります。

実施項目8、ボランティア情報の一元化及び活用の推進につきましては、情報集約に時間を要したため完了せず、一部実施としております。プラン2016において引き続き推進してまいります。

13ページを飛ばしまして、14ページをごらんください。

実施項目9、地域コミュニティプランに基づく活動の支援につきましては、コミュニティプランの作成が遅延した年度が一部ございますが、最終年度には全地区の作成が完了したため、実施としております。プラン2016には、地域を担う人材の育成として発展的に位置づけてまいります。

15ページをお開きください。

柱の3、質の高い行政運営の推進のうち、実施項目10、簡素で機能的な組織・機構の編成につきましては、大型プロジェクトの推進や中核市への移行など多くの事業が展開する中で、民間活力の活用などを図りながら簡素で機能的な組織、機構の見直しを図ってきたことから、実施としております。プラン2016におきましても引き続き位置づけて推進してまいります。

ページ下段の実施項目11、保育所・幼稚園の適正配置につきましては、子ども・子育て支援新制度の移行に伴い、新制度の内容の精査に時間を要したため、年度計画に記載した施策の推進は今年度以降の着手となってしまいました。よって、一部実施とし、引き続きプラン2016に位置づけてまいります。

なお、備考欄に記載しております計画期間の3年間で、保育所の定数を700人増加させたものでございます。

17ページをお開きください。

実施項目12、行政評価の推進につきましては、年度計画のとおり公の施設の管理運営や滞納整理をテーマとして、3年間で延べ57の事業について評価を行いました。これにより、行政の透明性の向上や効果的、効率的な質の高い行政の実現が図られたものでございます。本事業は引き続き実施してまいりますので、プラン2016にも位置づけてございます。

18ページの中段をごらんください。

実施項目13、事務事業の見直しにつきましては、小項目の会議ルールの設定、こちらは計画どおり実施したところでございます。小項目の嘱託員・臨時職員に係る社会保険等業務の一元化は、実施範囲が現時点では市長部局にとどまっていること、19ページの小項目の事務処理マニュアルの作成及び分析による見直しは、年度内に全部署の作成の達成をできなかったことから、実施項目全体で一部実施となり、引き続きプラン2016において位置づけてまいります。

実施項目14、市単独扶助費の見直しにつきましては、高齢者お祝い金の見直しを初めとする小項目3件を最終年度までに達成し、実施となりました。効果といたしましては、市単独扶助費の適正化が図られ、約3,000万円の支出削減となったものでございます。

続きまして、実施項目15、情報技術活用の推進につきましては、4つの小項目のうち1つを除いて年度計画が未達成となり、一部実施としております。計画が遅延したものについてはプラン2016において引き続き位置づけてまいります。

22ページをお開きください。

実施項目16、入札制度の改正につきましては、平成27年度に建設工事の全てを電子入札制度の対象とする年度計画について予定どおり実施したところでございます。これにより、入札の透明性の確保や競争性の向上、入札の事務の効率化、迅速化が図られたものと考えております。

次に、ページ中段の実施項目17、職員定数の適正管理につきましては、大型プロジェクトや新たな施策への対応、国・県からの権限移譲の推進など、定数増の要因により削減目標の達成には至らなかったため、一部実施としております。引き続きプラン2016に位置づけてまいります。

なお、3年間で人件費は約1億9,600万円の支出増となっております。

次に、23ページをお開きください。

実施項目18、事務事業の民間活力活用の推進につきましては、6つの小項目のうち4つを年度計画どおりに実施したところでございます。しかしながら、小項目、窓口業務では、レセプト二次点検を国保連合会に委託することができたのですが、窓口業務の民間活力活用につきましては、他市事例の研究に時間を要したことから、一部実施といたしました。また、総合窓口の設置を先行させることとしたため、プラン2016の前期の実施計画、こちらには位置づけないことといたしました。次の小項目、ごみ収集業務では、部内や関係課での検討会の会議を開催してまいりましたが、民間委託の考え方や方針等について関係機関との調整に時間を要したため、現時点では活用の推進が図られておりません。引き続きプラン2016において位置づけてまいります。これら2つが未達成となったため、項目18は一部実施としております。

25ページをお開きください。

実施項目19、公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進につきましては、13の小項目がございます。年度計画を達成したものは市営住宅、図書館など6つ、さまざまな理由により未達成となったものは市民センターや植物公園など7つでございます。達成したもののうち、効果といたしましては、各施設の利便性の向上による市民サービスの向上、それから支出削減など財政的効果が挙げられます。

飛びまして、30ページをお開きください。

ページ中段の実施項目 20, 外郭団体の財務体質・執行体制の改善につきましては、一部に年度計画から若干遅延したものとございますが、4つの小項目全てを達成し、実施といたしました。主な成果といたしましては、社会福祉協議会と社会福祉事業団の統合等がございます。

31ページをお開きください。

実施項目 21, 一部事務組合のあり方の検討につきましては、6つの小項目のうち2件が達成、4件が未達成となっており、一部実施としております。未達成となっている主な理由につきましては、他の構成市町村との協議に時間を要しているものでございます。引き続きプラン 2016において位置づけて推進してまいります。

ページ飛びまして、33ページをお開きください。

柱の4, 将来を見据えた財政基盤の構築に移ります。

実施項目 22, 給与の適正化につきましては、人事院勧告に準拠した給与の見直しを初めとして、3つの小項目全てを年度計画どおりに達成したことから、実施としております。実施の効果といたしましては、3年間で約5億1,000万円の支出を削減したものでございます。

ページ飛びまして、35ページをお開きください。

実施項目 23, 財政分析と公表につきましては、2つの小項目を年度計画どおり達成したことから、実施としております。効果といたしましては、的確な財政状況の把握や財政運営に対する透明性の確保、市民理解の向上が図られたものと考えております。引き続きプラン 2016にも位置づけてまいります。

36ページをごらんください。

実施項目 24, 公債費負担の適正化につきましては、市債発行の抑制について年度計画どおりに取り組み、実質公債費比率、将来負担比率ともに改善したところでございます。

37ページをごらんください。

実施項目 25, 受益者負担の適正化につきましては、使用料・手数料の改定や下水道事業の公営企業化の推進など4つの小項目全てを年度計画どおり達成したことから、実施としております。効果といたしましては、受益者負担の適正化や約9億9,000万円の収入増が挙げられます。

38ページをごらんください。

ページ中段の実施項目 26, 補助金・負担金の適正化につきましては、2つの小項目をいずれも年度計画どおり達成したことから、実施としております。実施の効果といたしましては、財政的效果として約1億800万円の支出削減が図られたものでございます。

39ページをお開きください。

実施項目 27, 社会保障制度の適正な運営につきましては、4つの小項目のうち、国民健康保険及び介護保険の2つについては年度計画が未達成、健康の保持増進及び生活保護につきましては年度計画を達成しております。実施による効果といたしましては、特定健康診査の受診率向上や要介護認定の適正化など、さらには約2億8,000万円の財政的效果が上がったものでございます。

ページ飛びまして、45ページをお開きください。

実施項目 28, 収納率の向上につきましては、各税科目での取り組みを一括で御説明いたします。市税、

国民健康保険税，し尿処理手数料，保育所保護者負担金及び水道料金につきましては，年度計画に掲げた収納率を達成したところでございます。介護保険料，市営住宅家賃等，農業集落排水施設使用料及び下水道使用料につきましては，最終年度において収納率を達成できませんでした。しかしながら，達成できなかった料金や税につきましても，達成できたものと同様に財源の確保や受益者負担の公平性の確保に一定の効果があつたものと考えております。引き続きプラン2016に位置づけてまいります。

ページ飛びまして，48ページをお開きください。

実施項目29，未利用財産の活用と処分につきましては，年度計画を達成したことから実施としております。実施の効果といたしましては，収入の確保や維持管理費の削減でございます。市長部局が約10億5,900万円，水道部が約8,300万円，計約11億4,000万円でございます。

次の実施項目30，先行取得用地の管理の適正化につきましては，長期保有地の活用策の検討がおくれているため，年度計画を達成できませんでした。そのため，一部実施としております。こちらもプラン2016に引き続き位置づけて推進してまいります。

49ページをお開きください。

ページ中段でございます実施項目31，新たな財源の拡充につきましては，臨時庁舎自動販売機配分金，それから新たな広告の導入など年度計画どおりに達成したことから，実施としております。効果といたしましては，自主財源の確保として約200万円の収入増となったものでございます。

50ページをお開きください。

柱の5，行政運営を担う職員の資質の向上に移ります。

実施項目32，人事配置による職員の能力育成につきましては，2つの小項目のうちジョブローテーションの実施，こちらでは全ての若手職員を対象としたジョブローテーションの仕組みづくりに時間を要したため，年度計画どおりに実施できなかったものでございます。引き続きプラン2016に位置づけてまいります。残りの小項目，人事異動における自己申告の活用等による，効果的な人事配置では，年度計画どおりに実施いたしました。

次に，ページ下段の実施項目33，人事評価制度の確立につきましては，2つの小項目のうち人事評価の実施では，管理職以外も含めて実施する計画になっておりましたが，評価内容の妥当性や課題を十分に検討する必要があるため，一部職員について試行段階にとどまっておりますため，未達成となりました。引き続きプラン2016に位置づけて推進してまいります。

51ページをお開きください。

次の小項目，人事評価結果の活用につきましては，ほぼ年度計画どおり実施いたしました。引き続きプラン2016に位置づけてまいります。

52ページをごらんください。

実施項目34，職員研修の充実につきましては，自主研修に対する助成の実施や，嘱託員，臨時職員まで含めた接遇向上研修の実施，それから公募型研修の拡充などに取り組み，ほぼ年度計画どおりに実施したものでございます。こちらもプラン2016に引き続き位置づけてまいります。

53ページをお開きください。

実施項目35、多様な人材の確保につきましては、コミュニケーション能力や行動力等を評価する新たな採用試験の実施などに取り組みました。これにより、年度計画どおりに実施したものでございます。効果といたしましては、必要な職種等の確保による適正な人事配置が挙げられます。こちらもプラン2016に引き続き位置づけて推進してまいります。

実施項目36、職員の勤務環境の改善につきましては、3つの小項目のうち時間外勤務の縮減の検討・実施では、時間外勤務の縮減の基本方針の改正は行ったものの、マイナンバーの導入や国勢調査の実施に伴いまして、一時的に時間外勤務が増加したため、平成27年度目標でございます縮減率10%は達成できませんでした。しかしながら、一定時間の縮減は図られたことから、職員の健康確保や、3年間での約8,400万円の支出削減につながったものでございます。

54ページの中段をごらんください。

次の小項目、職員の健康管理の充実では、健康診断未受診者への受診勧奨を初め、年度計画どおりに実施したものでございます。効果といたしましては、健康管理を適切に実施することで職員の健康が確保され、安定した行政運営が図られたものでございます。

最後の55ページをお開きください。

次の小項目、次世代育成支援体制の推進では、水戸市特定事業主行動計画の策定や付随する次世代育成支援対策の推進について、職場の意識改革や制度の周知等が不十分であるため、達成できませんでした。引き続きプラン2016に位置づけてまいります。

各実施項目の年度計画における実施状況についての説明は以上でございます。

○須田委員長 それでは、ただいま執行部から説明のありました内容について、質問等がございましたら発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません。長々と御報告いただきましてありがとうございました。

それで、ちょっとお聞きしたいんですが、今お話をいただいた御説明は水戸市行財政改革プラン2013の実施状況の報告だというふうに思っていて、行革プラン、今日は行財政改革の委員会でありますから、行財政改革が行われた、そして効果がどうだったというところについてはどの辺がどうなんでしょうか。総じて、これプランに基づいてこういうことをやりました、こうでしたということで、プランに基づいてやったのが実施で、プランに基づいてやったんだけど一部しかできなかったのが一部実施と、こういうすみ分けですよね。

本来の行革というのは、例えば組織を一元化するとかばらばらにするとか、同じ項目をくくって仕事の効率化を図って、そこに余剰の人が出てきたのでその方たちをさらに活用してこういう組織の中で市民の福祉向上のためにやったとか、こういう組織をつくったためにこういう財政が浮いてきて、そしてそのお金によってこういうふうな財政比率が健全化されたとか、例えば市役所の職員の集団検診をした結果、療休の方がこれだけ減ったとか、疾患を持たれている方の改善が図られたとか、そういうことが行革のような気がいたすんですが、今お話をいただいたのは、いわゆるやるよといったプランをどう実施したかというような御説明であったように聞こえているんですけども、これは間違いでしょうか。

○須田委員長 川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 ただいまの袴塚委員の御質問についてお答えいたします。

プラン2013の②の資料の中で、実施における効果という欄がございます。今回こちら、年度計画に対して何をしてもどういった効果が生まれたかという構造でお見せしようとしたところでございます。しかしながら、袴塚委員がおっしゃったようなさらにもう一步踏み込んだ行革の効果というものについては、ちょっと少し足りなかったのではないかと思いますので、次のプラン2016においてはもうちょっときちんとお見せできるような形にしたいと思っております。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今のような御説明をいただいちゃうと、もうこれ以上何もないんですが、ぜひプラン2016でお願いしたいことは、やっぱり市民は役所に期待をしているんですね。そして、皆さん方の働きによって私たちの市民生活が享受されているんだ、向上しているんだ、おかげさまでという、そういう組織になってほしい、こういう思いが市民にはあると思うんだ。そうすると、やはり同じような仕事が重なっている部署があるとすれば、そういうものを一回整理をしていただいて、そしてできるだけ効率のいいことをやっていただくということが大事なので、その結果、財政的にこういうふうな余剰金があって、その財政硬直化のための財源としてそれが補填されたためにこういうふうに財政がよくなったよと、こういうふうなものを求めているんだというふうに思うので、ここに実施における効果という部分になりますと、体制の構築とか、それから事業の推進とか、そういうふうなことがうたってあるんですね。事業の推進をしていったためにこうなったという、その部分が、実施しているということの中ではちょっと寂しいのかなと、こういうふうに思いますので、ぜひプラン2016の中ではもう少し目に見える効果、こんなものがありましたよと、こういうふうになりましたよと、こういうふうなことをしたために、こんなふうな財政的な負担が軽減されましたよと、そして組織の効率化を図ることによってこういう仕事もできましたよというふうな報告をぜひいただけるようにさらに推進に努めていただきたいと、このようにお願いをしておきます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 資料の22ページの一番下の欄、職員定数の適正管理。

やはり行政改革の基本は悪い言い方で言えば人減らしであり、より効率的に人を使うのが行革の基本であると思う。まず第1点を聞きますが、職員定数の適正管理と書いてあって、平成25年度は職員定数23人削減、26年度は23人。そうすると、27年度は24人削減と書いてあるが、何を基本に削減になったの。これは2,112名の定数からこれだけ減ったという意味か。基本的にこれは何を指しているかわからない。

○須田委員長 川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 こちらは22ページの23人、23人、24人という数字はあくまで目標でございまして、行政改革課では行政改革プランの年度の方まで長期的な定数の見込みというものをつくっております、それに基づいてこの数字、23人、23人、24人を目標として立てたものでございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 そして、その隣には定数の削減が21人、5人、4人、22人と書いてある。けれども、一番大切な定年でやめた人が何人やめたかが書いていない。去年は80人やめたんだよ。80人やめて、それで

24人——まず基本は定年退職者が何人いて、そこから次期は何人採用するかと。黙っていて削減できるでしょう。ここに基本的な毎年何人やめていくかという退職者の予想数を出して、それは決まっているんだから、それから、何人削減しますよというのが基本じゃないの。退職者数はどうして書かないの。

○須田委員長 川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 退職者数でございますが、定期的に定年で退職する職員に加えて、あと勧奨退職ないし事故で退職される方、自主的に退職される方がございまして、そういった数については事前には把握できないものですから、記載してございません。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 おまえ、ふざけたこと言っているんじゃないぞ。退職者数が何で把握できないんだよ。じゃ、来年何人退職するかわからないんだ。把握できないの。来年度の定年退職者数が把握できなくて、新規採用の採用試験をやるといったらそんなでたらめな話があるの。もう一回聞くよ。私は事故で死んだとか依願退職だとかそういうことを聞いていないんだよ。来年の定年退職者数が何で把握できないか言ってくれ。

○須田委員長 川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 失礼いたしました。福島委員の御質問にお答えいたします。

すみません。先ほど行政改革課においてプラン期間内の長期的な定数の見込み表をつくっていると申し上げました。その中では、もちろん年齢によって定年退職される方、こちらについては計算に入れております。説明が不十分で申しわけございませんでした。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 長期的に行革やるのに職員定数の予想を立てる上には基本計数があるんでしょう。基本数は2,112人から来年は何人やめるかと、定年退職。それと、通常の依願退職者、そういうものが何人あるから何人ぐらい予測しますよというのがわからなくて、何でこういうインチキな資料が出るんだよ。そうだろうよ。まず、基本はなぜここに退職予定者の数が入らないの。それから見て何人削減しました、何人採用しますというのが基本じゃないの。それは一切定数の予測には考慮しないと、こういうことか。

○須田委員長 川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 長期的な定数の見込みについては、先ほど申し上げましたとおり、退職者数の予測については記載してございます。すみません、今回その資料の中に退職者数というものをきちんと明示しなかったことについてはお詫びいたします。次回、来年のプラン2016の実施状況の報告においては、あわせて記載できるようにしてまいりたいと存じます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 それでは、次のこの2,977万円支出を削減しましたよというのは、何から2,977万円減ったの。これどういう計算したの。

○須田委員長 川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 こちらの2,977万円の根拠につきましては、職員1人につき正職員が幾ら、嘱託員が幾ら、臨時職員が幾らというふうに基準単価を定めておりまして、定数が減った分をそれぞれ掛け算して求めたものでございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 基本計数というのは何においているの。昨年度の人件費からこれだけ減りましたよというの。それとも、職員定数条例の定数の中で1人頭幾らだから、2,977万円減りましたよと。そして、特にこの中で平成26年度が6,784万円増になったと。これは不思議なんだよ。もう80人も定年間際まで高給取りがやめたのに、まだ1億9,000万円ふえたとかさっき言ったけれども、定数の基本は何においているの。おかしいだろう、これ。おかしくないの。それは何を基本にしているの。

○須田委員長 川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 まず、今御質問を2ついただいたと思います。

1つ目ですが、まずこちらの金額の出し方については、定数と、それと定数外の職員、嘱託員、臨時職員、こちらの一人一人の基準単価を出しまして、それを積み上げた数字でございます。ですので、今年度予算から昨年度予算の差ではございません。

2つ目の御質問ですが、定数が減になっているのに対してなぜ支出増になっているかということでございますが、こちら実施状況に記載しておりますのは正職員の定数でございますが、正職員は定数減となっておりますが、嘱託員、それから臨時職員については人数がふえておりまして、最終的に人件費の総額が増加しているものでございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 だから、ふえたの減ったのというのは俺から言えばごまかしなんだよ。何を対比して、そしたら今聞いたら去年の予算ではありませんよという話だろう。そしたら、我々これだけ言われたら安くなってもうかったな、ふえて損したなど。じゃ、何が基本なんだ。聞かなければ言わないのか。こういう改革プランとか行革というのは基本計数があって、その基本計数を何を基本とするかというのが正しいやり方じゃないの。ただ出しちゃって質問されなければ去年の予算か基本計数か何もわからないよ。聞いたら初めて、それも定数削減もだね、退職者数も何も入れないで。

どう考えたってあなたらが勝手につくった話じゃないの。80人もやめれば、みんなもう定年退職で、今年採用の人の給料の倍ぐらいになっているよ。そしたら、当然この計数は違って出てくると私は思うんだよ。それが行財政改革じゃないの。

言たって全然とんちんかんで話が合わないから、このぐらいにしておくけれども、全然こういうことになったらこの数字が一々基本計数が何が何なんだと、全然基本的な考え方を説明しないでただ自分らが勝手に、俺らで言えば想像と推測でやっているような話だよ。いいです、言たってしょうがない、これじゃ幾らやっただってかみ合わないよ、これ。

○須田委員長 いいですか。

中庭委員。

○中庭委員 じゃ、私のほうから質問させていただきます。

職員定数の削減なんですけど、平成25年度に21名削減しました。平成26年度には5人削減ということでありました。そこで、水戸市は職員定数を削減しながら、一方で学校給食の民間委託、市営住宅の民間委託などの行革を行いながら、一方でさらにまた職員定数をふやすべきなのに逆に臨時職員、嘱託員を大幅に

ふやしているということでもあります。

私が調べてみましたらば、臨時職員は平成26年度には482名もいるんですね。嘱託員は703名ということで、合わせて1,185名も臨時職員、嘱託員がいるということで、全体の約4割が非正規労働者になっていると。そして、さらにこの方の給料は一般事務で時給820円で大体月12万3,000円ということでありまして、国民健康保険税、あるいは年金などを払うと10万円以下で生活せざるを得ないということになります。そういう点では水戸市が官製ワーキングプアをふやしているということではないかと。

今、同一労働同一賃金ということが言われておりますが、まさにこれに逆行するのではないかと思います。水戸市の考えはどうなのか。やはり行政需要がふえれば正職員で対応するというのが本当の対応ではないかと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○須田委員長 川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

職員定数の適正化に当たりましては、民間活力の活用などにより事務量を減らして、それによって定数を減らすことを基本として削減を図っているところでございます。また、嘱託員及び臨時職員につきましては、事務の専門性や補助的な業務、これに対する職務を担うものとして採用を図っているものでございますので、御理解賜りたいと存じます。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 いずれにしても水戸市の職員が三千二、三百人いる中で、非正規労働者はそのうち1,200人いらっしゃるということで、これまでやはり余りにも非正規職員をふやしているということがありますので、これはやめるべきだと思います。

それから、もう一つは水戸市は人件費の削減というのをこれまでやってまいりました。特に、40代、50代の一定年齢の職員の方の下落が10%近くにもなっているということで、非常にこれは生活が大変になっております。水戸市の人件費の削減の合計は、平成25年度は4億5,400万円、26年度は837万円、27年度は4,840万円ということで、この3年間を見ても5億1,077万円の削減を行ったわけでありまして、職員の賃金を下げれば民間労働者の賃金も下がり、ますます消費購買力が下がってしまうということでもありますので、私はこれはやっぱり中止すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○須田委員長 田中参事兼人事課長。

○田中総務部参事兼人事課長 ただいまの中庭委員の御質問でございますが、水戸市職員の人件費につきましては、まず市独自の基準による給与減額に加えまして、国の人事院勧告を踏まえた見直しを行っているところでございますので、今後も引き続きそういった形で適正化に努めてまいりたいと考えております。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 やはり職員が希望を持って働けるように、職員、人件費の削減はやめるべきだと思います。

次に、今回のこの計画を見ますと、ごみ収集業務の民間委託というのが出ています。しかし、これはいろいろな問題があってできない、中止になっていますけれども、しかし、現在の直営方式を私は堅持すべきじゃないかと思うんです。ですから、定年退職者が出れば不補充でどんどん収集業務の職員を減らしていくということはやめるべきじゃないかと。

そしてまた同時に、市営住宅の管理運営についても2年前の平成26年4月から実施いたしました。この効果は約158万円というふうに書いてありました。しかし、民間委託によって市営住宅の管理運営を水戸市が直接的に持たなくなるということで、市営住宅の入居の決定が二重になってしまうとか、時間もかかるとか、修繕費も予算が縛られて迅速に対応できないとか、いろいろ問題が出ているんですが、この点については私は改めるべきじゃないかと。

質問としては、やっぱりごみの収集については直営を維持する。そして、市営住宅の民間委託については大幅に見直して、できれば直営に戻していくということが必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○須田委員長 中庭委員、今回実施状況の総括という部分ですので、今後の考え方等よりも、まず今回のことを中心にという形で主に御質問願えればと思います。

じゃ、答弁のほう、お願いします。鈴木生活環境部長。

○鈴木生活環境部長 ごみ収集の民間委託の件につきましては、民間委託の効果等を検証しながら今後検討していきたいというふうに考えてございます。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、あともう一つ、市営住宅について答弁を求めたいと思います。

○須田委員長 村上都市計画部長。

○村上都市計画部長 市営住宅の入居関係でございますが、公営住宅法や市の条例規則に基づきまして入居手続を行って厳正に対処しておりまして、あと指定管理者等の民間活力も活用して適切に対応しているところでございますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、ぜひこれは改善していただきたいと思います。

次に、市税の収納率の向上の問題が今回出ております。年金とか、給料の差し押さえが実施されておりますが、差し押さえの専門の茨城租税債権管理機構に委託がされているという中で、私が調べた中では、平成26年度の差し押さえ件数は563件でありました。そして、年金は41件で、合計で26年度だけでも604件もあって、この4年間では差し押さえ件数は約35倍にもふえているということでもあります。これは何でこんなにふえているのかと、何でこんなにふやしているのかと、そこを聞きたい。

それからもう一つは、私への相談の中では滞納額が本税で35万円程度でも給料の差し押さえを実施しているという訴えもありました。給料の差し押さえによって会社に税金の滞納通知が行って、そして給料の差し押さえまで市のほうから連絡が行くということでありまして、会社に行けなくなってしまうということもありますから、そういう点ではどのぐらいの滞納額でこんな差し押さえを行っているのか。また、平成27年度の差し押さえ件数はどのぐらいなのか、お答えいただきたいと思います。

○須田委員長 園部財務部長。

○園部財務部長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、差し押さえの件数がふえているのではないかという御質問でございますが、件数としては御指摘のとおりふえてございまして、こちらについては財産調査の強化によりまして預金など

の現金化の容易な債権の発見が増加したことによるものでございます。

それから、この差し押さえにつきましては、納期限が経過いたしまして督促、それから納付の催告、それから差し押さえの予告、そういったものを段階的に進めてございまして、それにもかかわらず納税相談にも応じない、納付も行わない、そういった場合に財産調査を行いまして、国税徴収法によりまして差し押さえが可能な財産を限度に執行しているものでございます。勤務先の事業所への照会等につきましても、法令に基づいて協力をお願いしているものでございます。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 先ほども言いましたが、本税が三十数万円程度の滞納であっても、差し押さえの通知が来て、その結果会社に居づらくなってしまうという方の訴えがありました。水戸市だってその方が例えば会社をやめれば、今度は税金の徴収もできないということになってしまうわけですね。ですから、そういう点では私は安易に差し押さえを行う、ましてや高齢者の命綱である年金まで差し押さえをするというやり方は中止すべきじゃないかというふうに思います。その点で、今後こういう少しでも滞納すれば年金を差し押さえる、給料も差し押さえる、こういうやり方はやめるべきじゃないですか。これはどうなんですか。

○須田委員長 園部財務部長。

○園部財務部長 再度の御質問にお答えいたします。

差し押さえにつきましては、先ほども御答弁申し上げましたが、納期限が経過後、督促、それから催告、差し押さえ予告というふうに段階的に行っておりまして、その段階ごとに機会を捉えて納税相談についても来て下さいということをして市役所側としても伝えるように努力してございまして、そういった納税相談も行っていない、結果として納付もいただけないという段階に至って初めて差し押さえということにしておりますので、御理解のほうをお願いいたします。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 あと、生活保護の問題で、就労指導の名のもとに健康がすぐれない場合でも受給者にもっと働けということで強要した例もありました。これはその中止を求めたこともありました。今回の資料を見ますと、この3年間で就労指導のもとで保護費を減額し、保護廃止も含めると564件の保護の廃止、保護費の減額がありました。これはどんなふうな中身なのか、お答えいただきたいと思います。

○須田委員長 根本保健福祉部長。

○根本保健福祉部長兼福祉事務所長 ただいまの中庭委員の生活保護の取り扱いについてでございますけれども、この廃止または減額というものにつきましては、働いて就労収入を得た場合、国の基準である最低生活費を上回る収入があった場合、これについては保護廃止となるものでございます。また、収入を得たものの最低生活費を上回らない場合、この場合に保護費の算定を行いまして、保護費の減額を行っているものでございます。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 それで、私は今水戸市の生活保護行政は非常に厳しいものがありまして、例えば就労指導という名のもとに週1回市に呼び出す。さらに、職安に呼び出すということで非常に厳しいものがありまして、そして、その件で要するに生活保護費を削減するという名のもとに結局無理して働かざるを得ないという方も、

健康にすぐれない方も出ているということでもありますので、私はこういうやり方はやっぱりやめるべきではないかと思えます。

また、生活保護の受給者の親兄弟を訪問して扶養義務の強要みたいなものを行っているということで、この3年間で見ると、何件ぐらいの扶養義務の訪問というのをやったんですか。

〔「行革の話じゃないよ、それは」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 いや、行革の話なんです、これ。行革で書いてあるんです、43ページに。やっぱり今の水戸市のやり方……

○須田委員長 中庭委員、先ほども一度話しましたが、それぞれの委員会には委員会の役割があります。その中で、この委員会の役割を逸脱した部分に関しては、やはりそちらの委員会ということで、ただ今の部分の3年間の実施は何件だというのは当然この中に入っているでしょうけれども、その答弁は求めますが、その委員会を逸脱した部分、その部分に関してはそれぞれの委員会等で行ってください。

それでは、わかりますか。

根本保健福祉部長。

○根本保健福祉部長兼福祉事務所長 まず、就労指導につきましては、先ほども申し上げましたけれども、相談を受けた上で相談をさせていただきながら可能な場合に就労していただくということで、適正に処理しているところでございます。

また、扶養義務調査についてでございますけれども、これについては件数については申しわけございませんが、把握してございません。生活保護法の扶養義務の取り扱いに基づいて、その扶養の可能性について調査をしているものでございます。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はやっぱり今の憲法第25条で保障された生活保護について、扶養義務の名のもとに、親兄弟に幾ら仕送りできるのかということ結局強要するやり方に今なっているんですよ。こういうやり方になれば、ますます生活保護を受けにくくなるということなので、私はこういう生活保護をますます受けにくくなることをやめてほしいと思えます。

最後に、私の質問は、医療費の削減というのはやっぱり早期発見、早期治療だと思うんですよ。そのためには特定検診の受診率の向上というのはどうしても私は必要だと思うんです。平成27年度の受診率が25.9%で、この1年間の伸びを見れば……

○須田委員長 中庭委員、今何ページの資料なのか、ちょっと教えてください。一々探している間に質問が進んでしまうので、申しわけありません。私らがページ数を探している間に質問が進んでいってしまうので、申しわけないですけども、ページ数を教えていただければ。

○中庭委員 それは後で。

○須田委員長 いや、資料のどこかを私たちが探している間に、大変不勉強で申しわけありませんけれども、その間に質問の内容が進んでいってしまうので、ページ数だけちょっと教えていただいてから。

○中庭委員 39ページです。

○須田委員長 39ページの社会保障制度の適正な運営というところですね、一部実施になっている。そう

ですね。

○中庭委員 それで、平成27年度を見ると受診率が25.9%ですよ。平成26年度は25.0%なんです。だから、1年間で0.9%しかふえていないということで、これではなかなかやっぱり早期発見、早期治療によって医療費の削減ということはなかなか難しいのではないかとこのように思います。県内では、常陸大宮市なんかでは特定検診の受診率が50%を超えているという地域もあるので、私は何でこんななかなか水戸市の受診率が向上しないのか、その辺はどういう対策をとっているのかも含めて答弁していただきたいと思います。

○須田委員長 根本保健福祉部長。

○根本保健福祉部長兼福祉事務所長 確かに、中庭委員のおっしゃるような早期発見、早期治療ということで医療費を抑制するという意味で、受診率の向上は大変重要な問題であると認識しております。しかしながら、水戸市の状況、今お話がありましたように県内平均を大きく下回っている状況でございます。

取り組みといたしましては、これまでも受診の勧奨などを行ってきたところですけれども、さらに周知啓発を図るとともに、かかりつけ医、検診は受けていないけれども何らかの病気で病院にかかっているという方もありますので、ここからの呼びかけ、それから薬局、こういうところから受診勧奨をしていただくなどの取り組みを行い、またさらに効果的な向上策がないかということで検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、いろいろ私は述べました。今の行革を見れば、高齢者祝い金を廃止したり、あるいは老人福祉センターの風呂代を有料化したり、いろいろなことで結局は市民負担をふやすという形になっていると、こういう行革はやめていただきたいと思います。

以上です。

○須田委員長 松本委員。

○松本委員 先ほど出た中でまた繰り返しになっちゃうので大変申しわけないんですけども、34ページの人事院勧告等々についての給料の引き下げ等についてお伺いをさせていただきます。

この人事院勧告からの要請というものは、この中には書かれていないですよ、資料の中には。それから、さらに水戸市は減額をして、さらに職員の給料というものを定めていますよね。これについての基本、人事院勧告の言うとおりであればそれでいいんじゃないの。人事院勧告からさらに言うことを聞かないといろいろと交付金や、あるいは補助金の問題等に影響しちゃうから、それをもらうためにそれ以下に給料を下げ、悪い言葉で言えば人事院勧告のほうにいい顔をする、そういう手法で、これ、あえて職員の給料を下げていらっしゃるんですか。何を基準にして下げているんですか。格好つけて、ただマイナス何%ということをやっているのかな。それ、答弁してください。

○須田委員長 田中参事兼人事課長。

○田中総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市の給与の適正化ということでございますが、こちらにつきましては質問の中にもございましたように、人事院勧告に準拠して水戸市の給与を見直しているのに加えまして、水戸市の独自の基準というような

ことを出しているところがございますが、こちらにつきましては資料の33、34ページに書いてありますように、市の独自の基準といたしましてはこういった管理職手当とか、そういったものにつきまして減額をして適正化ということで考えているような状況でございます。

○須田委員長 松本委員。

○松本委員 適正化、適正化と言ったって、水戸市独自の基準だと言ったって、安倍総理大臣は所得倍増で給料をいっぱい取ると言っているんだよ。景気も回復してきていると言っているんだよ。だから、人事院勧告に逆らうことはないだろうと思うけれども、それ以上に下げる必要はないんじゃないのと私は思うんだよ。その水戸市の基準というのは、何を基準に決めたの。人事院勧告からの要請でいいんじゃないの。

○須田委員長 田中参事兼人事課長。

○田中総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問でございますが、水戸市独自の基準につきましては、類似都市、そういったものの事例を参考にしながらやらせていただいているような状況でございます。

○須田委員長 松本委員。

○松本委員 そう言ったって、その都市によっていろいろ財政の問題というのは異なっているんだから、だから水戸市の独自というのは類似都市を参考にして決めているというような今の答弁だけれども、そんなのは基準にならないよ。これもまたプラン2016に引き続いてこうだ、どうだと言っているようにだけれども、そんな引き下げることで格好つけることだけは私は余り賛成できないと思う。これだけ申し上げておきます。

○須田委員長 木本委員。

○木本委員 55ページ、最終ページになるんですけども、次世代育成支援対策の推進ということで、今松本委員は安倍政権の話をしましたけれども、国のほうは女性の活躍推進ですとか、働き方改革だとかいろいろやっているんですけども、あとはワーク・ライフ・バランス等々あるんですけども、そうした一環の中に、男性職員の出産補助休暇、男性職員の育児参加休暇、職員の育児休暇等々いろいろあるんですけども、これを見ていると、この行改革プランで軒並み毎年ほぼ変わらないか、取得率が下がっていくと。例えば、男性職員の出産補助休暇だったならば平成25年度が64.8%、次が65.1%、27年度は48.2%、下段もずっと下がっていくんですけども、これは普通であれば、行革をやるのであれば、毎年見直しして数値を上げていくということが前提になるし、ここの右側の備考においても、例えばですけども、出産補助休暇だったら平成26年度までに100%にしますと。100%にできなかったんですけども、実際65.1%でしょうと。ただ、次の年は48.2%とどんどん下がっていくんですよ。こころ辺はこの数字を見る限りですけども、26年度に目標達成できなかったの、普通だったら、どういうふうに上げていくのかというのが、26年度に目標達成できなかったの次はもっと下がるということはもう目標年度を過ぎてしまったから関係なくなってしまうのか、こころ辺が普通の行革だったらもうちょっとローリングして上がっていく段階があるはずなんですけれども、そこについてどういうふうを考えているのかちょっと御意見をお願いします。

○須田委員長 田中参事兼人事課長。

○田中総務部参事兼人事課長 ただいまの次世代育成支援体制の中での男性職員のこういった出産の育児参加休暇等の低迷というようなところの質問でございますが、私どもの方で水戸市職員次世代育成支援行動計

画というのを平成28年4月に策定しているような状況でございますが、その中で職員の意識調査等を行ったところでありますが、やはりそういった中では職場の意識改革、そういった男性が休暇をとることに対する意識を変えていくということがやはり大きな課題となっているような状況でありますので、そういった職場環境を改善していくというようなことであるとか、あるいは女性のそういった出産を応援していく、そのような環境をつくっていく等のことをやっていかなければならないというようなことで考えておりますので、そういったことを今後引き続きやっていきたいというふうに考えております。

○須田委員長 木本委員。

○木本委員 いや、課長、それはおっしゃるとおりですよ。ですから、普通の企業でも男性はそういうのをとりづらいたか、企業文化、風土があるから恐らくこの行革があるんじゃないかという話なんですよ。だから、その行革があるにもかかわらず、目標も設定したにもかかわらず、パーセンテージがどんどん下がっていくということは、まさにここの皆さん方だけの課題であって、この水戸市職員全体を通した行革の共通認識ではないのかなというのがちょっとこれで何となく読み取れますので、ぜひそこら辺は数字で出している以上、やっぱり数字としてしっかりとした成果を2016年に期待したいと思います。

以上です。

○須田委員長 ほかにありませんか。

田中委員。

○田中委員 じゃ、端的に3つお聞きしたいと思っています。

まず第1点ですけれども、ページで言いますと37ページの受益者負担の適正化についての評価であります。基本的方向としてプラン2013、市民の視点に立った行政サービスの提供ということが掲げられているわけですけれども、この結果を見ますと農業集落排水施設使用料で3年間で約3,500万円、下水道使用料では約9億5,000万円の負担がふえたということになるわけで、合わせますと約9億9,000万円、市民負担がふえているわけであります。それ以外にその他の使用料も下段に幾つか、つまり適正化といえれば値上げということでもあります。一方で、19ページで言えば市単独扶助費で高齢者お祝い金の削減ですとかもされているというようなことで、全体としてどう評価するかということになるわけですけれども、水戸市の財政調整基金が約100億円と、過去最高に好転しているもとの、特別会計は独立財産だからという理由でもってこれだけ負担をふやす合理的な理由は私はなかったんじゃないかというふうに思うわけですけれども、その点の評価を改めてお聞きしたいというふうに思います。

2つ目は、民間委託の問題で、これもページで言いますと24ページに学校給食があり、29ページに図書館があるわけですけれども、いずれも市民に、あるいは子どもたちに身近な業務について人件費削減と管理運営経費の削減ということが実施の効果として挙げられていますけれども、約1,000万円ですね、給食調理等業務。これ、どんどん拡大していくということは先ほど中庭委員からもありましたけれども、基本的に官製ワーキングプアの拡大ということになるんじゃないかというふうに思うんですが、こうした方向を推進するというのはやはり改めるべきじゃないかというふうに思うので、その点、2点をまず先にお聞きしたいと思います。

○須田委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 受益者負担の適正化につきましては、行財政改革プランの中で重要な項目と位置づけております。行政サービスの財源について受益者に負担を求める部分、税負担で公共が行うべき部分、この2つを市議会の検討をいただきまして、受益を受ける方も受益を受けない方も納得をしていくことが公平公正な行政運営につながり、市民の皆様の信頼を得ることと考えておりますので、行財政改革において継続して実施していくものと考えております。

○須田委員長 七字教育部長。

○七字教育部長 ただいまの田中委員の御質問のうち、給食調理業務と、それから図書館の民間委託につきましてお答えしたいと思います。

給食調理業務につきましては、現在4校で実施しております、この4校につきましても例えば給食調理員の配置状況、退職者数などを勘案しながら学校を選定しております、それ以外の例えば大規模校、あるいは施設の設備状況などを見ながら民間委託を推進しているものでございまして、給食調理員の配置につきましては本人の御希望により他校への配置、あるいは民間業者への配置、本人の御希望によりまして配置をしているものでございます。

また、図書館の民間委託につきましては、中央図書館以外の5館ということで現在4館民間委託をしておりますし、残る1館につきましては30年ということで、既に5年間の契約をしております。その中で、新たな市民サービスといたしまして、例えばインターネット上でのデジタル資料の貸し出しなど、これまでにないサービスもしておりますので、民間委託による質の低下と、そういったものはないというふうを考えております。

以上でございます。

○須田委員長 田中委員。

○田中委員 基本的方向の3つ目に質の高い行政運営の推進というふうにあるわけですが、それを進めるといふのであれば、低賃金、人件費削減というような形での正職員の臨時・嘱託化を進めるのではなく、正職員の中でもって切磋琢磨して市民要求を十分捉えて向上に努めるべきだというふうに思っているわけであります。

もう一つの質問ですが、それに関連して50ページから54ページに、職員の勤務環境の改善という問題が出ておりますが、まず残業の問題が出ております。削減を目指すけれども、平成27年度、年間151.1時間、余り変わっていないとかふえているとか、横ばい状態であるわけですが、その主な改正内容として退庁指導の徹底だとか、ノー残業デーの見直しだとか、時間外勤務の多い部署に対する必要な措置とかいろいろ書いてありますけれども、功を奏していないのかなと思いますけれども、その評価とあわせて、54ページの一番下の段に、精神疾患による療養職員数が一番右の心の健康づくり計画においては平成23年度の21人から減らそうとしているけれども、実際は27年度41人とふえている傾向にあるわけですが、例えば権限移譲の伴う業務増ですとか、職員削減で非正規がふえるというようなことが起因としてあって、結局矛盾することをやっているんじゃないかと私は想像しているわけですが、その点はどういうふうにやろうとしているのか、評価もあわせてお聞きしたいということであります。

最後、もう一つあったんですが、48ページ、49ページにかけて先行取得用地の問題が出ていまして、

効果としていわゆる土地開発公社の金利負担の軽減とありますけれども、49ページに実施状況がある、いわゆる市が買い戻した分の一覧が出ているわけですが、土地開発公社においては当然金利負担軽減ですけれども、水戸市が買い戻した額というのは一体これらで合計幾らになっているのかと。それはつまり市から見れば支出ですので、言ってみればマイナスというふうにも言えるんじゃないかという気もしますけれども、そういった評価をどうするのか。また、この白い四角のいわゆる見当がずっと続いている、進まないという状況はどういうふうにお考えなのか、それをあわせてお聞きしたいと思います。

○須田委員長 田中参事兼人事課長。

○田中総務部参事兼人事課長 まず、ただいまの時間外勤務の削減についてお答えいたします。

時間外勤務につきましては、質問の中にもございましたように平成27年度151.1時間というようなことで増加傾向というようなことになっておりまして、その原因としましてはここにも書いてありますようにマイナンバー制度の導入であるとか、あるいは国勢調査実施等によるものではないかというふうに考えているところでございます。引き続き時間外につきましては、時間外勤務の削減の基本方針に基づきまして、所属長による事前命令の徹底、勤務実績の確認、計画的な執行のために時間外勤務管理表の作成、そういったものを行っていくとともに、事務事業見直し等による削減を図っていきたいというふうに考えております。

続きまして、もう1点、職員の健康管理ということでございますが、質問の中で職員の精神疾患による療養職員数というようなことで、増加傾向というようなことで平成27年度41人とふえているような状況であります。精神疾患の主な原因といたしましては、業務の分量、困難さ、そして人間関係などの職場環境のストレス等により悩みが多く、そういったものが重なり合って発症しているのではないかというふうに考えております。主なメンタルヘルスの対策といたしましては、今まで精神……

〔「停電だ」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時26分 再開

○須田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

答弁の続きをお願いいたします。

○田中総務部参事兼人事課長 メンタルヘルス対策といたしまして、精神科健康管理医の配置や健康管理保健師を配置しているような状況であります。今後について労働安全衛生法の改正によるストレスチェックを実施するとともに、相談支援体制の充実を図り、予防と再発防止、そういったものに取り組んでまいりたいと考えております。

○須田委員長 荒井総務部長。

○荒井総務部長 田中委員の土地開発公社の先行取得用地の買い戻しについての御質問にお答えいたします。

平成25年度におきましては約16億円、それから平成26年度におきましては約6億円の買い戻しを行ったところでございます。本市の財政的な負担の平準化、これも考慮しながら計画的な買い戻しを行ったところでございます。また、長期保有地については、これから行政使用目的の再検討を行うとともに、民間売

却も含めた新たな活用策について引き続き検討してまいりたいと考えております。

○須田委員長 田中委員。

○田中委員 職員の問題についてはいろいろ御説明がありましたけれども、メンタルヘルスについても残業についてもこの3年間で目立った前進、改善が見られていないという状況をよく見ていただきたいと思えます。それが先ほど申し上げたような職員の定数の削減についても見直しをすることも含めて、ぜひ働きやすい環境をつくるように努力していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思えます。

○須田委員長 ほかにありませんか。

高橋委員。

○高橋委員 ちょっと1点だけ確認しておきたいんですけど、これ全体にわたるんですが、今水戸市で大型プロジェクトが事業進行されています。その事業進行計画の中で、いろいろな市民アンケートや市民の意見を聞いたり、そしてまた検討委員会を組織したり、検討委員会の中で意見をもらったり、そしてまた組織委員会を設置して多方面の意見を聞いて、この大型プロジェクトを進行させておりますけれども、この行財政改革プランの中で、特にこの36項目の実施項目の今説明をいただいたんですけど、これらの問題については、いずれも市の行政の内部で問題を提起して、そして内部で評価をして、自己採点をしているのかなという印象を今受けたんです。

こういう大事な行財政改革については、それこそ大型プロジェクトと同じように外部の意見、組織委員会を設置してそういう方面からも意見を聞いて、多様な意見を取り入れた評価をしていかなければならないのかなと思うんですけど、これからでもそういう外部の組織委員会とか検討委員会を組織して、水戸市の行財政改革のあり方等についても検討していかなければならないのではないかという考えを持ったものですから、それらについてどのように考えているのか、ちょっと説明していただきたいと思えます。

○須田委員長 川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 行財政改革プランにつきましては、市民の代表でございます皆様御審議いただくとともに、あと附属機関、水戸市行財政改革推進委員会というところで公募委員も含めた委員にも、あわせて内容について審議をいただいているところでございます。

○須田委員長 いいですか。

ほかにありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 2点だけちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが、先ほどの民間委託の話の中で、給食調理場と図書館の話が出ました。でも、実際問題はスタートを切ったということで、その評価は我々も賛成していますからいいですけども、先ほどの七字教育部長の答弁の中で、給食の質が落ちているとは思いませんという発言を、そういう話じゃないと思うんですけども、今学校給食というのは、さまざまな先進事例では例えばアレルギー食品が基本的にぴしっとされているというところ、そばアレルギー食にきちっとそういう充実を図っているとかというそういうことが一番大事なんです。それと同時に、質が落ちているとは思えないんじゃないかと、民間委託したらおいしくなった、質もよくなったという答弁が自然に出てくるのが普通じゃないですか。基準より落ちているとは思えないというのは、それほど評価が高くないということだよ。

我々は給食も図書館も認めてはいるけれども、その評価は民間委託にしたからといって、一方通行でこれからも民間委託を認めていくということではないですよ。今までよりも質もよくなった、味もよくなった、栄養価も高まった、生徒の評価も上がった、前よりもおいしい、こういう評価があって初めて民間委託が成功したということになるんじゃないですか。金が安かろう悪かろうで、そういうものを水戸市の児童生徒に提供するという考え方は間違っていますよ。これからやっぱりいろいろな形で客観的にも見て、見た目であるとかおいしさであるとかそういうことも含めて総合的に検証しながら、今の民間委託のままでいいのか、それよりも今までやってきた行政直営でやっていたほうがいいのかというのは、今検証の期間じゃないですか。そういうことも含めて現場の声をよく聞かないと、行政のわがままを児童生徒に押しつけてはだめですよ、これは。そういう考え方を持たないと、基本的には学校教育って成り立たないと思う。

それと、もう一つは、職員研修と職員の適正配置について聞きたいんですよ。ここには、職員の研修は十分やっています。職員の人事配置による職員の能力育成というの、これも丸がついている。これからも充実させていきたいと思いますよとやっているのかもしれない。だけれども、職員の能力が上がることで市民サービスはイコールになるところじゃないからね。我々は弱者を扱っているところからの職員に対するクレームというのはいっぱい聞いていますから、やっぱり行政による上からの目線という、そういう職員がまだまだいるということですよ。

やはり我々はもちろん市民の下になる必要はないけれども、考え方としては民が上で官が下なんですよ。そういう基本的な考えを持っている職員がふえていかないと、職員に対する行政サービスというのは享受できない立場になってきてしまう。下になる必要はないんだよ。だけれども、考え方としては官が下で民が上という考え方で、我々は市民に奉仕をする立場にいるんだという考え方を職員の基本に持っていないと、行政というのは成り立たないんですよ。

しかしながら、要するに職員は皆さん方はやっぱり優秀な方が今合格してくるわけだから、我々は市民より優秀だという考え方の上立った市役所の職員が育ってきてしまう。こういうことを考えると、やはり職員の能力の育成、それから研修、それと適正配置というのはきちっと要するに目線を持って、この方がこういう部署に適正なのかどうか、こういう方が市民に今すぐ対応できる職員なのかというのを見定める体制というのはどこにあるのか、どういうふうにやっていくのかということ、この2点だけお聞かせ願って終わりたいと思います。

○須田委員長 七字教育部長。

○七字教育部長 ただいまの伊藤委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、学校給食調理場と図書館と2つの説明する中で、誤解を招くような言葉を発してしまい大変申しわけございませんでした。先ほどサービスの低下が見られないと申しましたのは図書館の業務でございます。現在苦情等も入っておりませんし、また4月から7月までの貸し出し冊数、これは昨年と比べて3万冊もふえているという状況でございますので、サービスが低下した状況は見受けられないと。また、今後アンケート調査等によりまして、図書館の業務の内容につきましては精査してまいりたいと考えております。

また一方、学校給食調理場につきましては、伊藤委員がおっしゃったとおり、子どもたちからは以前より

もおいしくなったというような声も聞かれています。学校給食の基本でございますアレルギーも含めた安心安全な給食の提供、これが大事でございますので、今後とも学校現場とさまざまな協議を行いながら、より安全でおいしい学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○須田委員長 田中参事兼人事課長。

○田中総務部参事兼人事課長 ただいまの職員の研修、それと市民の対応に対する考え方というようなことでございますが、水戸市といたしましても、そういった職務能力を向上させるというような研修を行っていきますとともに、あと市民に対してよりわかりやすい、そして説明して丁寧な対応をするようにというようなことで研修を行っているところでございます。ただ、おっしゃるとおり、やはり市民の方からいろいろ御指摘いただくようなところも多くございますので、そういった部分についてはしっかりと職員の資質を向上させる、そういった研修を進めますとともに、人事配置上でやはりしっかりと職員の資質、そういったものを把握しながら人事配置に取り組んでまいりたいと考えております。

○須田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 今の適正配置の話なんだけれども、僕は何のために今まで役所の幹部をやっていた方の再雇用というのがあるんだろうかなと思うことがあるんですよ。やっぱり再雇用の方が窓口で何か受付をやっているとか、こういうことではなくて、やっぱりきちっとした今まで30年、40年勤めた方がやっぱり市民の心をわかりながら指揮をとってきた、そういう能力を持っている方をいかにしてそういう職員の能力向上のため、市民サイドに立った考え方であるとかそういうことを教示するような——教示って教える側ですけども——こういう方を十分利用できるんじゃないかと思うんですよ。皆さん方やっぱり何か課長席から前のほうの一般職員みたいな仕事をしているような状況というのがあり得るんだけど、やっぱりこの方たちを十分利用するか活用して、きちっとした現場におけるその折々の訓練をしていくということがやっぱり一番重要ではないかなと僕は思っています。そういう面では、すばらしい経験をした先輩方をそこで活用させていただいて、人事だけでやるのではなくて、現場がわかっている方に折々に教示してもらって、こういう体制をとっていくことが職員の資質の向上になるのではないのかな。こういうこともちょっと感想として持っていますので、こういうことも含めてきちっと、これから要するに適正な人事配置ができますようお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○須田委員 ほかにありませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 すみません。①の一番下に、「平成28年3月31日現在で約31億530万円の財政的効果を上げています。」ということで、確認なんですけど、この裏の平成25年度、26年度、27年度、これを合計したのがこの数字だと思うんですけど、この②の中の実施における効果の財政的効果を足したのがこの数字ということでよろしいのかどうかまず確認をさせていただきます。

○須田委員長 川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

はい、②の数字を足し上げたものでございます。

○須田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 わかりました。

それで、この①の2ページにあります36の実施項目の中の14とか17、18、19というふうに11項目の中で財政的効果が数字が出ているわけではありますが、残りの25項目を見ますと、社会福祉協議会、社会福祉事業団につきましてはこれから効果が出てくるのかなとも思っておりますし、指定管理者の部分なんかについてもこれからだと思っておりますが、それ以外の中でも外郭団体の適正化とかさまざまな形で、基本的には行財政改革というんですから市民サービスということになるんですが、その残りの25項目の中でも財政的効果というのを検証されているのかどうかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○須田委員長 川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 全ての項目において財政的効果が出せるかどうかの検証をしております。中には、やはりどうしても数字として上げにくいものがございます、現在の形となっているものでございます。

○須田委員長 いいですか。

ほかにございませんか。

〔「終わり」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 それでは、以上を持ちまして本日の特別委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時42分 散会